



第9章 歴史文化遺産の保存・活用の 推進体制

1. 計画の推進と体制
2. 計画の進捗管理と評価

1. 計画の推進と体制

れきしぶんかいさん

歴史文化遺産の保存・活用を効果的に推進するためには、行政（市）も含めて、歴史文化遺産の関係者、関係機関などがそれぞれの立場から、役割と特性を理解した主体的な行動が必要になります。このときそれぞれが個別に行動するのではなく、お互いの立場と役割、特性を理解し連携することが、地域総がかりでの歴史文化遺産の保存と活用につながります。

今後、本市の各種事業に本計画を反映させ、担当各部局、関係機関と協議をおこなう体制を整えることが重要になります。

本計画の推進に係る組織・団体などに求められる役割は、表1-1・2のようになります。

表1-1 計画実施のための連携を構成する組織・団体などとそれぞれに求められる役割（1）

		組織・団体など		歴史文化遺産の保存活用に関して求められる役割など
行政	大阪府	教育庁	文化財保護課	歴史文化遺産の保存活用に関する指導・助言・支援
			大阪府文化財調査事務所	連携事業に関すること、埋蔵文化財の調査に関すること
		都市整備部	近つ飛鳥博物館	歴史文化遺産を活用した連携事業に関すること
			弥生文化博物館	歴史文化遺産を活用した連携事業に関すること
大阪狭山市	都市整備部	河川室 河川環境課	狭山池と狭山池博物館に関すること	
		富田林土木事務所 狭山池博物館	狭山池と狭山池博物館に関すること、府道等の占有に関する こと、狭山池ダムに関すること	
市長部局	市長部局	危機管理室		本計画の実施主体の一つとして、市民の声や専門家の指導・助言を受け、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組む 本計画を実行するための、体制・しくみづくりを整備し、市民が歴史文化遺産の保存・活用などに取り組みやすい環境を整える
		政策推進部	企画・情報政策G	防犯、防災に関すること、災害対応に関すること
			人事G	市の企画運営に関すること、市総合計画に関すること
			公民連携・協働推進G	職員研修に関すること
		総務部	行財政マネジメントG	市民活動支援、市民協働に関すること
			税務G	市財政に関すること
			資産活用・契約G	税金に関すること
		健康推進部	健康推進G	市有建造物の設計、管理、営繕に関すること
		まちづくり推進部	都市政策G	健康づくりに関すること
			道路G	まちづくりに関すること、都市計画マスタープランの運用 ウォークアブルシティ計画に関すること
			公園緑地G	道路整備に関すること、道路に設置する看板等に関する こと、歴史文化遺産をつなぐ整備に関すること
		市民生活部	産業にぎわいづくりG	狭山池公園に関すること、市保存樹木（天然記念物）に 関すること、天野街道の保全に関すること、みどりの基本計画の 運用
			広報広聴・人権啓発G	観光振興に関すること、市の魅力創出、魅力発信に関する こと、産業振興に関すること
		水政策部	経営総務G	市広報に関すること、ホームページの管理に関する こと
下水道・水路G	溜め池・水路管理に関すること、水循環計画に関する こと			
			マンホールカードに関すること	

表1-2 計画実施のための連携を構成する組織・団体などそれぞれに求められる役割（2）

組織・団体など			歴史文化遺産の保存活用に関して求められる役割など	
行政	教育委員会 教育部	教育政策G	教育振興基本計画に関すること	
		教育指導G	小中学校 学習関連に関すること	
		生涯学習G	社会教育担当	社会教育・生涯学習に関すること
				地域学校協働活動に関すること
			文化財担当(本計画担当) 職員3名(うち埋蔵文化財の 専門職員1名(任期付き)、 美術工芸品の専門職2名(再 任用1名、任期付き1名))	歴史文化遺産の保存活用の主担当として、計画推進の中心として各事業に取り組む 計画の推進に必要な庁内外の連携強化を図る
			公民館	公民館活動に関すること
			図書館	資料レファレンス、公開、保管に関すること
	郷土資料館	歴史文化遺産の展示、保管(施設含む)、調査、研究に関する こと、三者協働運営に関すること		
他自治体	関連自治体	連携した歴史文化遺産の保存、活用に関すること		
所有者			歴史文化遺産を直接管理する所有者として、その価値を認識し、適切な保存活用に取り組むこと 地域の魅力としての歴史文化遺産の活用への協力	
民間他	市民		市内歴史文化遺産の保存活用に関心を持ち、主体的に行動すること	
	ボランティア		市内の歴史文化遺産に関心を持ち、保存と活用に関して主体的に活動すること	
	関係団体		団体の特性を活かし、歴史文化遺産の保存活用を主体的に推進する 団体による歴史文化遺産の活用を、市の魅力発信、地域活性化につなげる	
	民間企業		企業の特性を活かし、地域活性化を目的とした、歴史文化遺産の保存活用を進める	
	学校		教育活動の中で、地域に残る歴史文化遺産を活用すること 歴史文化遺産に関する活動を通して、地域活動への参画などにつなげる	
	大学		歴史文化遺産の保存活用・調査研究に関する指導・助言・協力	
	専門機関		歴史文化遺産の保存活用・調査研究に関する指導・助言・協力	
		独立行政法人国立文化財機構 文化財活用センター		歴史文化遺産の活用に関すること
	独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター		歴史文化遺産の防災、被災時の対応に関すること	
有識者		文化財保護審議会 保存計画策定協議会	歴史文化遺産の保存活用・調査研究に関する指導・助言・協力	

2. 計画の進捗管理と評価

本計画の計画期間は、10年間です。そのため、表3のようなスケジュールで、事業の進捗管理^{しんちよく}と検討、自己評価を実施します。検討や評価の内容は事業に反映させ、必要な場合は計画の見直しや修正をおこないます。そして、計画期間の10年が経過する令和16年度までに、本計画の自己評価を踏まえて、次期計画（案）を作成し、継続的な歴史文化遺産の保存・活用が可能となるように努めます。

表2 各方針の評価指標（案）（年間の指標）

A 歴史文化を知る機会を提供する	開催事業数	現状×1.5回
B 歴史文化遺産を活用する人を増やす	参加ボランティア数	現状×1.25人
C 歴史文化遺産を観光振興に活かす	市内駅乗降者数	現状×1.05人
D 歴史文化遺産の魅力を伝える場を増やす	歴史文化遺産活用イベントの回数	5回
E 地域に残る歴史文化遺産を結びつけ面的に活用できるようにする	池守田中家保存活用事業	進捗率
F 防災・防犯の対策をとる	歴史文化遺産【防災】台帳の共有件数	10件
G 歴史文化遺産の調査研究を継続し、関わる情報を幅広く集める	歴史文化遺産【所有者】台帳の共有件数	10件
H 歴史文化遺産を核としたネットワークを構築する	自治体、関係者などが主催するイベントへの参加	3回
I 歴史文化遺産の情報発信を強化する	文化財調査成果の公開	1回

表3 計画の進捗管理と評価に必要な事項

計画の期間	令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）	10年間
事業実施期間 の区分	前期 令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）	4年間
	中期 令和10年度（2028年度）～令和12年度（2030年度）	3年間
	後期 令和13年度（2031年度）～令和15年度（2033年度）	3年間
	次期 令和16年度（2034年度）～令和25年度（2043年度）	10年間
計画の認定	本計画作成後、文化財保護法第183条の3に基づき、文化庁長官に認定を申請する	
進捗管理	計画に記載された措置などの取組み状況を、協議会および審議会へ報告する 事業計画と照らし合わせ、内容などに問題があると判断される場合は、その理由や課題を整理し、計画の見直しにつなげる	
自己評価	計画期間の前期・後期の最終年度に、設定した指標に対して、事業の進捗状況を踏まえて自己評価をおこない、協議会に報告する 前期の最終年度に実施した自己評価を「中間評価」と位置づけ、計画の見直しが必要な場合は、協議会において検討をおこなう	
計画の変更	軽微な変更を除き、文化庁長官に計画変更の認定申請をおこなう 【変更の認定申請が必要な事項】 ・計画期間の変更 ・対象となる歴史文化遺産の保存に影響を及ぼすおそれのある変更 ・計画の実施に支障が生じるおそれのある変更	
計画の継続	本計画期間が終了する際、計画内容の見直しをおこなった上で、あらためて文化庁長官へ認定申請をおこなう	

